

令和6年9月

狛江市議会第3回定例会提出議案（2）

提 出 議 案

	1	議案第42号 令和6年度狛江市一般会計補正予算（第3号）	-3-
	2	議案第43号 狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例	-16-
	3	議案第44号 市民センター改修工事（機械設備工事）の請負契約について	-18-
	4	議案第45号 児童用タブレット等の購入契約について	-20-

議案第 42 号

令和 6 年度狛江市一般会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第42号別紙

令和6年度

狛江市一般会計補正予算(第3号)

令和6年度狛江市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度狛江市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80,232千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,250,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第二表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第三表 繰越明許費」による。

令和6年9月26日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
16. 都 支 出 金		6,054,676	53,152	6,107,828
	2. 都 補 助 金	3,998,084	43,306	4,041,390
	3. 委 託 金	230,840	9,846	240,686
19. 繰 入 金		598,008	27,080	625,088
	1. 繰 入 金	598,008	27,080	625,088
歳 入	合 計	36,170,027	80,232	36,250,259

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 民 生 費		18,349,177	10,306	18,359,483
	2. 児 童 福 祉 費	8,647,698	10,306	8,658,004
4. 衛 生 費		2,759,357	6,000	2,765,357
	1. 保 健 衛 生 費	1,173,826	6,000	1,179,826
6. 農 業 費		43,183	1,000	44,183
	1. 農 業 費	43,183	1,000	44,183
9. 消 防 費		1,214,499	108,811	1,323,310
	1. 消 防 費	1,214,499	108,811	1,323,310
10. 教 育 費		4,096,027	△45,885	4,050,142
	1. 教 育 総 務 費	744,849	△45,885	698,964
歳 出	合 計	36,170,027	80,232	36,250,259

第二表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
イ ベ ン ト 等 バ ス 運 行 業 務			令和7年度	令和7年度に実施するイベント等に 伴うバス運行業務に関する契約額

第三表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9. 消 防 費	1. 消 防 費	災 害 対 策 関 係 費	108,811千円

狛江市一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16. 都支出金	6,054,676	53,152	6,107,828
19. 繰入金	598,008	27,080	625,088
歳入合計	36,170,027	80,232	36,250,259

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
3. 民生費	18,349,177	10,306	18,359,483	0	10,306	0	0	0
4. 衛生費	2,759,357	6,000	2,765,357	0	6,000	0	0	0
6. 農業費	43,183	1,000	44,183	0	0	0	0	1,000
9. 消防費	1,214,499	108,811	1,323,310	0	0	0	0	108,811
10. 教育費	4,096,027	△45,885	4,050,142	0	0	0	0	△45,885
歳出合計	36,170,027	80,232	36,250,259	0	16,306	0	0	63,926

2. 歳入

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費都補助金	千円 1,475,725	千円 27,000	千円 1,502,725	1. 総務管理費 補助金	千円 27,000	千円 1. 市町村総合交付金
2. 民生費都補助金	1,750,438	10,306	1,760,744	6. 児童福祉費 補助金	10,306	35. 保育所等物価高騰緊急対策事業補助金
3. 衛生費都補助金	119,877	6,000	125,877	1. 保健衛生費 補助金	6,000	15. 新型コロナウイルスワクチン定期接種化に係る特別補助事業補助金
計	3,998,084	43,306	4,041,390			

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費委託金	千円 186,466	千円 9,846	千円 196,312	2. 徴税費委託金	千円 9,846	千円 1. 都民税取扱委託金
計	230,840	9,846	240,686			

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	千円 510,205	千円 27,080	千円 537,285	1. 財政調整 基金繰入金	千円 27,080	千円 1. 基金繰入金
計	598,008	27,080	625,088			

3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 児童措置費	千円 4,117,721	千円 10,306	千円 4,128,027	千円	千円 10,306	千円	千円	千円	18. 負担金、補助及び交付金	千円 10,306	千円 13. 保育所等物価高騰緊急対策事業 10,306
					10,306						[子ども若者政策課 4] 負担金、補助及び交付金 4 保育所等物価高騰緊急対策 事業費給付金 [児童育成課 10,302] 負担金、補助及び交付金 10,302 保育所等物価高騰緊急対策 事業費給付金
計	8,647,698	10,306	8,658,004		10,306						

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 予防費	千円 403,830	千円 6,000	千円 409,830	千円	千円 6,000	千円	千円	千円	12. 委託料	千円 6,000	千円 1. 予防接種 6,000
					6,000						[健康推進課] 委託料 新型コロナウイルスワクチン個別接 種委託
計	1,173,826	6,000	1,179,826		6,000						

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
3. 農業振興費	千円 7,872	千円 1,000	千円 8,872	千円	千円	千円	千円			千円	
							1,000				
							1,000	18. 負担金、 補助及び 交付金	1,000	2. 農業振興関係費 〔地域活性課〕 負担金、補助及び交付金 物価高騰対策営農支援金	
計	43,183	1,000	44,183				1,000				

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
4. 災害対策費	千円 46,976	千円 108,811	千円 155,787	千円	千円	千円	千円			千円	
							108,811				
							108,811	12. 委託料	108,811	2. 災害対策関係費 〔安心安全課〕 委託料 防災カタログギフト事業実 施委託	
計	1,214,499	108,811	1,323,310				108,811				

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
3. 教育指導費	千円 549,174	千円 △45,885	千円 503,289	千円	千円	千円	千円			千円	
							△45,885				
							△45,885	10. 需用費	4,455	21. 情報教育推進費 〔指導室〕 需用費	
								1. 消耗品費	4,455		
								17. 備品購入費	△50,340		

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
3.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円 消耗品費 (4,455) 事業用消耗品 備品購入費 △50,340 G I G A タブ購入	
計	744,849	△45,885	698,964				△45,885				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補正)

事 項	限 度 額	令和5年度末までの支出額		令和7年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国都支出金	地 方 債	そ の 他	
イ ベ ン ト 等 バ ス 運 行 業 務	千円 令和7年度に実施する イベント等に伴うバス運行 業務に関する契約額	令和7年度から	千円	令和7年度まで	千円 限度額に同じ	千円	千円	千円	千円 全 額

議案第43号

狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

狛江市国民健康保険条例（平成6年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保健事業)</p> <p>第12条 市は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。<u>以下「法」という。</u>）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(保健事業)</p> <p>第12条 市は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>第16条 市長は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第16条 市長は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 44 号

市民センター改修工事（機械設備工事）の請負契約について

上記の議案について、下記のとおり契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 市民センター改修工事（機械設備工事）
- 2 工事の場所 狛江市和泉本町一丁目1番5号
- 3 工事概要
＜市民センター＞
 - 【建物概要】 建築面積：1995.30㎡
延床面積：3662.49㎡
構造規模：鉄筋コンクリート造 地上2階、地下2階建て
 - 【主要諸室】
 - B2F：機械室、倉庫
 - B1F：クラフトスタジオ、キッチンスタジオ、パフォーマンススタジオ1・2、サウンドスタジオ、団体活動倉庫、団体活動コーナー、フリースペース、ホール、多目的室1・2、倉庫1・2・3・4、トイレ、給湯室、授乳室
 - 1F：風除室、保育室、図書コーナー、市民活動支援センター、フリースペース1・2・3、総合事務室、スタッフルーム、トイレ
 - 2F：講座室、スタディコーナー、和室多目的室1・2・3・4・5、フリースペース、図書館ボランティア室、倉庫1・2、トイレ、給湯室
 - RF：電気室、発電機室、屋外機置場
 - 外構：BFドライエリア、1Fオープンテラス1・2、ウッドデッキ、2Fオープンテラス
 - 【改修内容】 既存設備解体工事、空調換気設備、給排水衛生設備、消火設備、自動制御設備
- 4 契約金額 金 451,000,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 41,000,000円)
- 5 契約の方法 指名競争入札
- 6 契約の相手方 東京都西東京市南町五丁目9番8号コーポ新井2 101号室

日本装芸（株）西東京支店
支店長 比嘉 捷利

令和6年9月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるため。

議案第 45 号

児童用タブレット等の購入契約について

上記の議案について、下記のとおり契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 児童用タブレット等の購入
- 2 納入場所 初期設定等実施場所
- 3 契約金額 金 67,864,500円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6,169,500円)
- 4 契約の方法 特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- 5 契約の相手方 東京都江東区東陽二丁目3番25号
株式会社内田洋行 営業統括グループ
取締役上席執行役員 営業統括グループ統括 小柳 論司

令和6年9月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため。